

## ○三重県交通安全研修センター条例

## 三重県交通安全研修センター条例

平成七年三月十五日  
三重県条例第五号

改正 平成一四年 三月二六日三重県条例第二 平成一七年一二月二七日三重県条例第九  
五号 七号  
平成一九年 三月二〇日三重県条例第三 平成一九年 七月 四日三重県条例第五  
号 二号

三重県交通安全研修センター条例をここに公布する。

## 三重県交通安全研修センター条例

(設置)

第一条 幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進するため、三重県交通安全研修センター（以下「研修センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 研修センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 交通安全に関する教育の実施に関すること。
- 二 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、交通安全活動を推進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三条 研修センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として研修センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一七年条例九七号〕、一部改正〔平成一九年条例三号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 研修センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、知事が研修センターの管理上必要と認める業務

追加〔平成一七年条例九七号〕

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 研修センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

追加〔平成一七年条例九七号〕

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、研修センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、研修センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

- 四 事業計画の内容が、研修センターの施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、研修センターを最も効果的に管理することができると思えたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
  - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
  - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、研修センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五二号〕

(指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

追加〔平成一七年条例九七号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号〕

(協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 研修センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成一七年条例九七号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 研修センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 研修センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、研修センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一七年条例九七号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、研修センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(知事による管理)

第十一条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(開館時間)

第十二条 研修センターの開館時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(休館日)

第十三条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

追加〔平成一七年条例九七号〕

(利用者等に対する指示)

第十四条 指定管理者は、研修センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第十六条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(原状回復義務)

第十五条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった研修センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(損害賠償義務)

第十六条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により研修センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(秘密保持義務)

第十七条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、研修センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一七年条例九七号〕

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例九七号〕

附 則

この条例は、平成七年五月八日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県条例第九十七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の三重県交通安全研修センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県交通安全研修センター条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。(後略)  
(出納長等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定(中略)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成十九年七月四日三重県条例第五十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○三重県交通安全研修センター条例施行規則

## 三重県交通安全研修センター条例施行規則

平成七年五月八日  
三重県規則第三十九号改正 平成一七年一月二七日三重県規則第八七号  
平成二十年五月二七日三重県規則第五十八号

三重県交通安全研修センター条例施行規則をここに公布する。

三重県交通安全研修センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県交通安全研修センター条例（平成七年三重県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則八七号〕

(研修の申込み)

第二条 三重県交通安全研修センター（第四条において「研修センター」という。）において、交通安全に関する研修を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に研修の申込みをしなければならない。

全部改正〔平成一七年規則八七号〕

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条第一号に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、収支計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成一七年規則八七号〕

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

(委員長)

第四条 条例第六条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

(会議)

第五条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

(部会)

第六条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

## (委員の責務)

第七条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

## (委員の除斥)

第八条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

## (庶務)

第九条 選定委員会の庶務は、生活・文化部において処理する。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

## (委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

## (補足)

第十一条 この規則に定めるもののほか、研修センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一七年規則八七号〕

一部改正〔平成二十年規則五十八号〕

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県規則第八十七号）

1 この規則は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第二十一号）附則第三項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の三重県交通安全研修センター条例施行規則第三条の規定の例により行うものとする。

別記様式

## (第3条関係)

全部改正〔平成一七年規則八七号〕

附 則（平成二十年五月二十七日三重県規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

基本事業  
32101

交通安全意識と交通マナーの向上に  
向けた啓発・教育の推進  
(主担当：生活部交通安全室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	安全で安心な交通社会の形成に向け、自ら交通安全意識等を高めている		
基本事業の 目標項目	無事故・無違反をめざす県事業の参加者数	目標値	43,700人	
		現状値	38,520人	

[基本事業目標項目の説明]

・5人1チームで123日間の無事故・無違反にチャレンジする県事業への参加者数（生活部交通安全室調べ）

主な取組内容

- ① 交通安全意識と交通マナーの向上をはかるため、交通安全運動や無事故・無違反にチャレンジする事業の取組等を通じて、交通安全に関する広報・啓発を推進します。  
(生活部)
- ② 幼児から高齢者まで、すべての道路利用者を対象に、「交通安全教育指針」に基づく、交通安全教育を段階的かつ体系的に推進します。(警察本部)
- ③ 交通弱者を重点対象として、知識・経験・ノウハウ等を有する「交通安全アドバイザー」による参加・体験・実践型の交通安全教育・啓発活動を推進します。(警察本部)
- ④ 交通弱者対策の先進的な取組の紹介や交通安全活動を行う人材育成を通じて、市町等の主体的な交通安全教育・啓発活動を支援します。(生活部)
- ⑤ 交通事故相談を通じて、交通事故の被害者対策を推進します。(生活部)

※ ③、④は、重点事業（くらし3）「人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり」を構成しています。

基本事業  
32102

安全で快適な交通環境の整備

(主担当：警察本部交通部)

目的	対象	信号機などの交通安全施設が		
	意図	歩行者や運転者にとって、安全で快適に通行ができるように整備されている		
基本事業の 目標項目	交通環境の変化等により緊急に整備が必要となる信号機の整備率	目標値	100%	
		現状値	-	
	既存の道路敷地を利用した路肩整備率	目標値	100%	
		現状値	-	
	通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備率	目標値	100%	
		現状値	-	

[基本事業目標項目の説明]

- ・道路が新設され交差点となるか所、幼児や高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い経路および交通事故多発箇所等、緊急性、必要性のある信号機の整備率（警察本部交通部調べ）
- ・県が管理する道路のうち歩道設置の必要性が高く、かつ道路敷地等に余裕がある箇所の路肩整備率（県土整備部道路保全室調べ）
- ・県が管理する道路のうち中学生・高校生の通学路で、道路照明がなく下校時の安全確保の必要性が高い区間における照明灯の整備率（県土整備部道路保全室調べ）

主な取組内容

- ① 交通事故を防止し、安全で快適に通行できる道路交通環境を確保するため、信号機やLED（発光ダイオード式）灯器、道路標識等の交通安全施設の整備などを推進します。（警察本部）
- ② 安全・快適で、環境にやさしい交通社会の実現をめざし、交通情報提供システム（AMIS）をはじめとする新交通管理システム（UTMS）の整備をはかるなどIT<sup>※</sup>化、高度化を推進します。（警察本部）
- ③ 安全かつ円滑な交通を確保するため、車をスムーズに走行させる系統制御化やプログラムの多段化など、信号機の高度化改良を推進します。（警察本部）
- ④ 歩行者等の安全を確保するため、通学路や生活道路などくらしの道における道路交通環境を整備します。（県土整備部）

※ ①の一部、④の一部は、重点事業（くらし3）「人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり」を構成しています。

注) 1 IT：情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語



基本事業  
32103

交通秩序の維持

(主担当：警察本部交通部)

目的	対象	歩行者、運転者が		
	意図	安全で快適な道路等を通行できるように交通マナーを守っている		
基本事業の 目標項目	シートベルトの着用率	目標値	95.0%	
		現状値	91.5%	

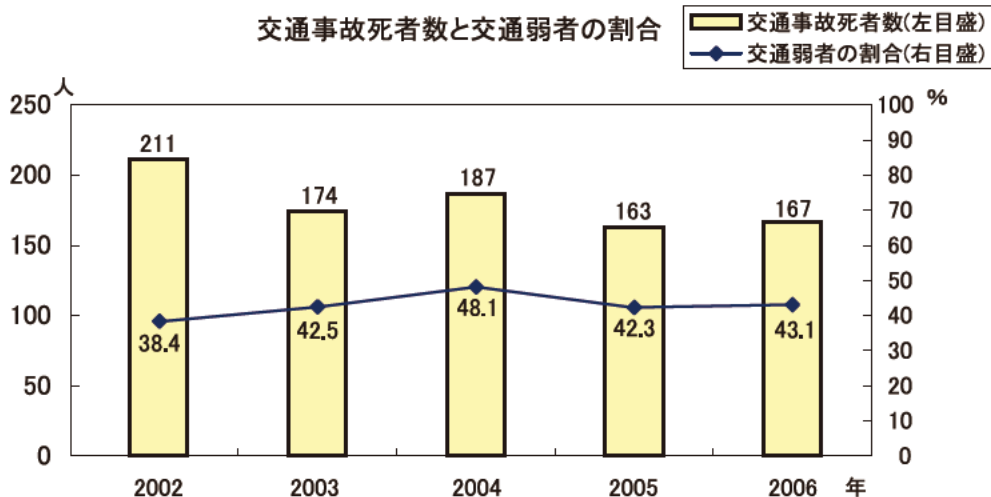
[基本事業目標項目の説明]

- ・一般道路における運転者のシートベルト着用率（警察本部交通部調べ）

主な取組内容

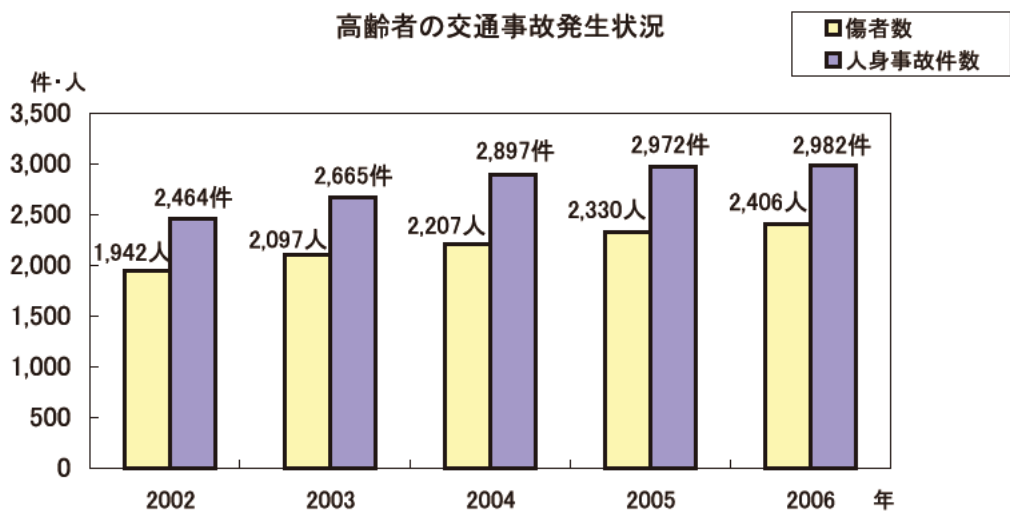
- ① 飲酒・無免許運転、信号無視等の重大事故に直結する悪質・危険な違反に重点を置いた取締りやシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底など、交通ルールの遵守と交通マナー向上のための取締りや啓発を行います。（警察本部）
- ② 県民の脅威となる暴走族等による危険、迷惑行為等に対する取締りを行います。（警察本部）
- ③ ひき逃げ事件等の悪質な交通事故事件の早期検挙、解決をめざした捜査活動を行います。（警察本部）
- ④ 効果的な交通指導取締りを推進するため、各種装備資器材の整備・充実をはかります。（警察本部）

交通事故死者数と交通弱者の割合



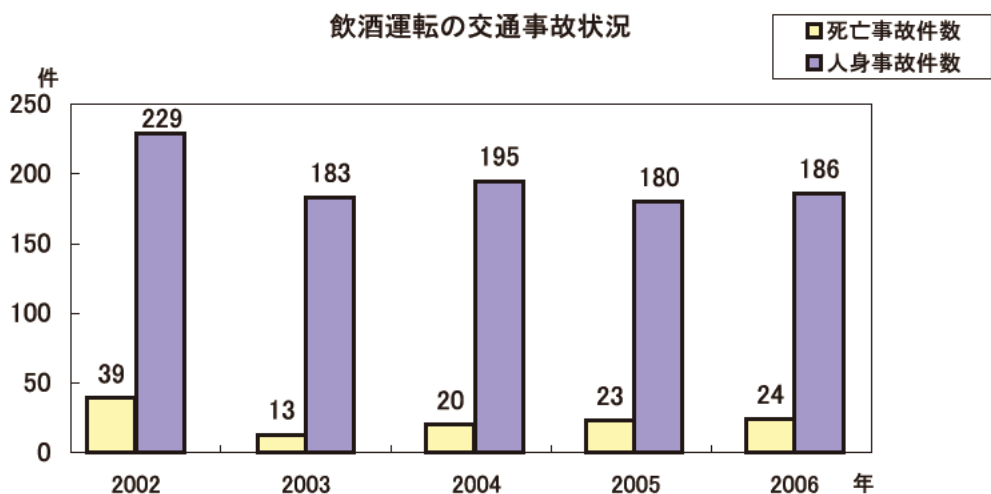
(出典:警察本部交通部調べ)

高齢者の交通事故発生状況



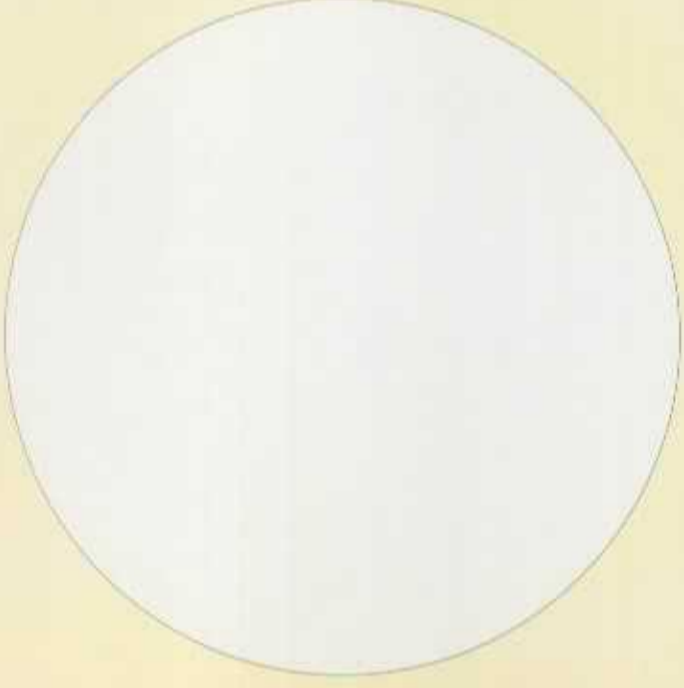
(出典:警察本部交通部調べ)

飲酒運転の交通事故状況



(出典:警察本部交通部調べ)

研修記念スタンプ



交通安全教育カリキュラム

幼児から高校生まで



- 保育園・幼稚園児  
交通ルールの初歩を学び、道路が安全に歩けるようになります。



- 小学校低学年  
交通ルールと危険について学習し、安全な通行ができるようになります。

● 小学校高学年

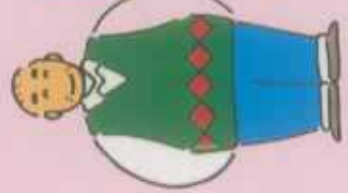
- 小学校高学年  
自転車の交通ルール・マナーを学び、安全運転ができるようになります。

● 中学生

- 中学生  
自転車の点検技能・危険予知能力を養い、安全運転能力を高めます。

● 高校生

- 高校生  
将来の運転者及び、交通社会人としての交通ルールとマナーが身につきます。



高齢者・身体障害者教育

● 高齢者

- 高齢者  
交通ルール・マナーと高齢者の特性について学び、交通事故から身を守る力を養います。



● 身体障害者

- 身体障害者  
道路交通情報を知り、安全施設の利用活用を学ぶとともに交通事故から身を守る力を養います。

運転者教育

● 一般

- 一般  
交通ルール・マナーについて再認識するとともに、自己の運転特性を知ることにより、善良な交通社会人・運転者を目指します。



● 安全教育指導者

- 安全教育指導者  
それぞれの目的に応じて特別メニューを組んで学習を行います。



三重県交通安全研修センター

セーフティプラザ みえ

(三重県運転免許センターに併設)

● ごあんない ●

聞く・見る・体験

楽しく学ぶが交通安全マナー



● 交通のご案内 ●  
 <電車利用>  
 ● 近鉄名古屋線 南が丘駅下車 徒歩約10分  
 <自動車利用>  
 ● 国道23号津市西河津交差点から県道久居停車場  
 津橋(旧国道185号線)を久居方面へ約2km  
 ● 伊勢自動車道久居インターから国道186号線  
 津方面へ約3.5km

● 研修時間 ●  
 ● 午前9時30分から午後4時30分まで  
 ● 入場料 無料  
 ● 休館日  
 ● 毎週土曜日及び祭日  
 年末年始(12月29日から1月3日)

三重県交通安全研修センター

〒514-8518 三重県津市幸水2566 TEL059-224-7731 FAX059-224-7641  
 ホームページURL http://www.safetyplaza-mie.com

# 6つのゾーンを拠点に 楽しく交通ルール・マナーが学習できます。



▲シミュレータ室

## 展示項目一覧

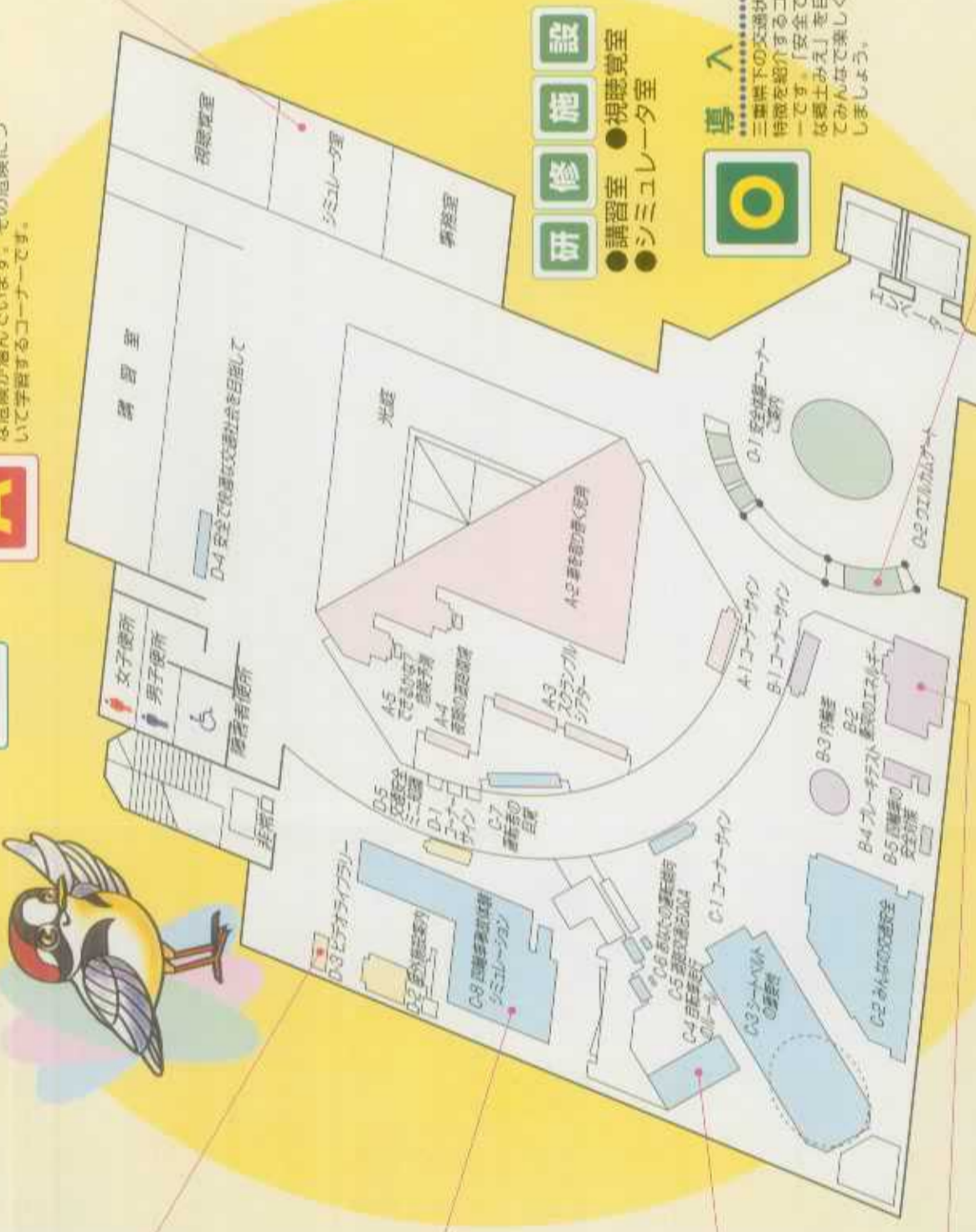
ゾーン	コーナー	機械説明
O 導入	O-1 交通安全体験コーナーご案内	ご案内パネルにより、センターの目的・活動内容・体験コーナーの内容と利用上の注意事項等の紹介
	O-2 ウェルカムゲート	映像と模型により、三車線下の交通事情状況や特徴・道路型態の紹介
	A-2 車を取り巻く死角	乗車とマスキング人形により、乗用車の死角と交差点の死角の学習
	A-3 ス克蘭ブルシニアター	立体透視システムにより、交差点付近での事故発生状況の学習
	A-4 夜間の道路環境	カメラモニターにより、夜間と昼間の走行視界を対比し安全運転の重要性の学習
A 交通環境に潜む危険	A-5 できるかな?危険予測	タッチパネルとグラフィックパネルにより、交通環境に潜む危険箇所の把握
	B-2 衝突のエネルギー	衝突の衝撃力をビルの落下に例え、1/20スケールの模型とCCDカメラの画像により学習
	B-3 内輪差	トラックの模型と距離の表示により、内輪差の学習
	B-4 プレーキテスト	プレーキの反応体験装置(ドライブレインシミュレータ)により、実際のブレーキ操作によって制動距離の差を学習
	B-5 四輪車の安全対策	エアバック・シートベルトの実際表示により、安全性に及ぼす重要な学習
C 自覚と行動	C-2 みんなの交通安全	パネルと実物の車椅子により、交通社会における助け合いの重要性の理解と車椅子の体験
	C-3 シートベルトの重要性	クラッシュカーとスクリーンにより、シートベルトの重要性を体験し制動の必要性を学習
	C-4 自転車走行ルール	自転車シミュレーション装置により、状況の変化に応じた正しい行動の体験学習
	C-5 道路交通法Q&A	パーソナルコンピュータにより、質問と解答によって実用的な道路交通法の学習
	C-6 あなたの運転傾向は?	パーソナルコンピュータにより、質問と解答によって運転傾向と事故防止策をアドバイスする。
D セーフティ三重21	C-7 運転者の自覚	グラフィックパネルにより、日常の危険な状況と安全な状況によって発生する危険の学習
	C-8 四輪車事故体験シミュレーション	シニア層のドライブレインシミュレータにより、体験者と見学者の両方に事故体験ができる体験型走行のポイントを学習
	D-2 屋外施設ガイド	無料ドライブレックアップと四季のドライブレックアップの紹介、ルールとマナーを守ったカーラリーの体験
	D-3 ビデオライブラリー	25タイトルの交通安全教育ソフトを自由に選択し見る事ができる
	D-4 安全で快適な交通安全社会を目指して	無料パネルにより、イベント開催・交通安全対策・道路整備計画・交通安全室での行事案内等の紹介

## 交通環境に潜む危険

▲A  
 普段の生活において、交通に関する様々な危険が潜んでいます。その危険について学習するコーナーです。

## セーフティ三重21

▲D  
 屋外施設案内や交通安全に関するビデオソフトが自由に見られるコーナーです。

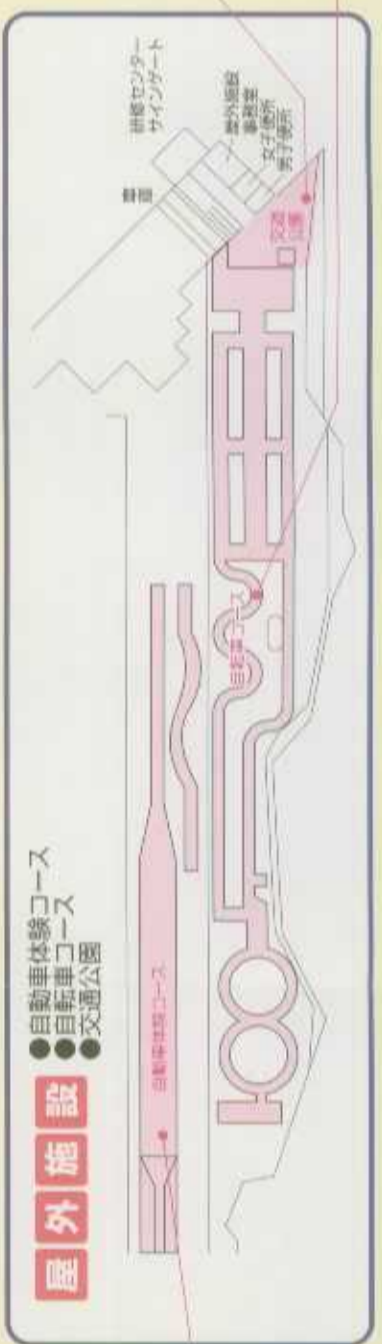


● 講習室 ● 視聴覚室  
 ● シミュレータ室

▲O 導入  
 三車線下の交通状況や特徴を紹介するコーナーです。「安全で快適な暮らしみえ」を目指してみんなで楽しく学習しましょう。

▲B 四輪車の構造と特性  
 自動車に関する構造や特性を紹介し、どんな危険があるかを学習するコーナーです。

▲C 自覚と行動  
 ひとりひとりが安全に関する自覚を持ち、安全を守る行動ができるよう学習するコーナーです。



## 施設のご案内

参加体験型の学習施設です。



▲ビデオライブラリー



▲四輪車事故体験シミュレーション



▲自転車走行のルール



▲衝突のエネルギー



▲スキッドコース



▲ウェルカムゲート

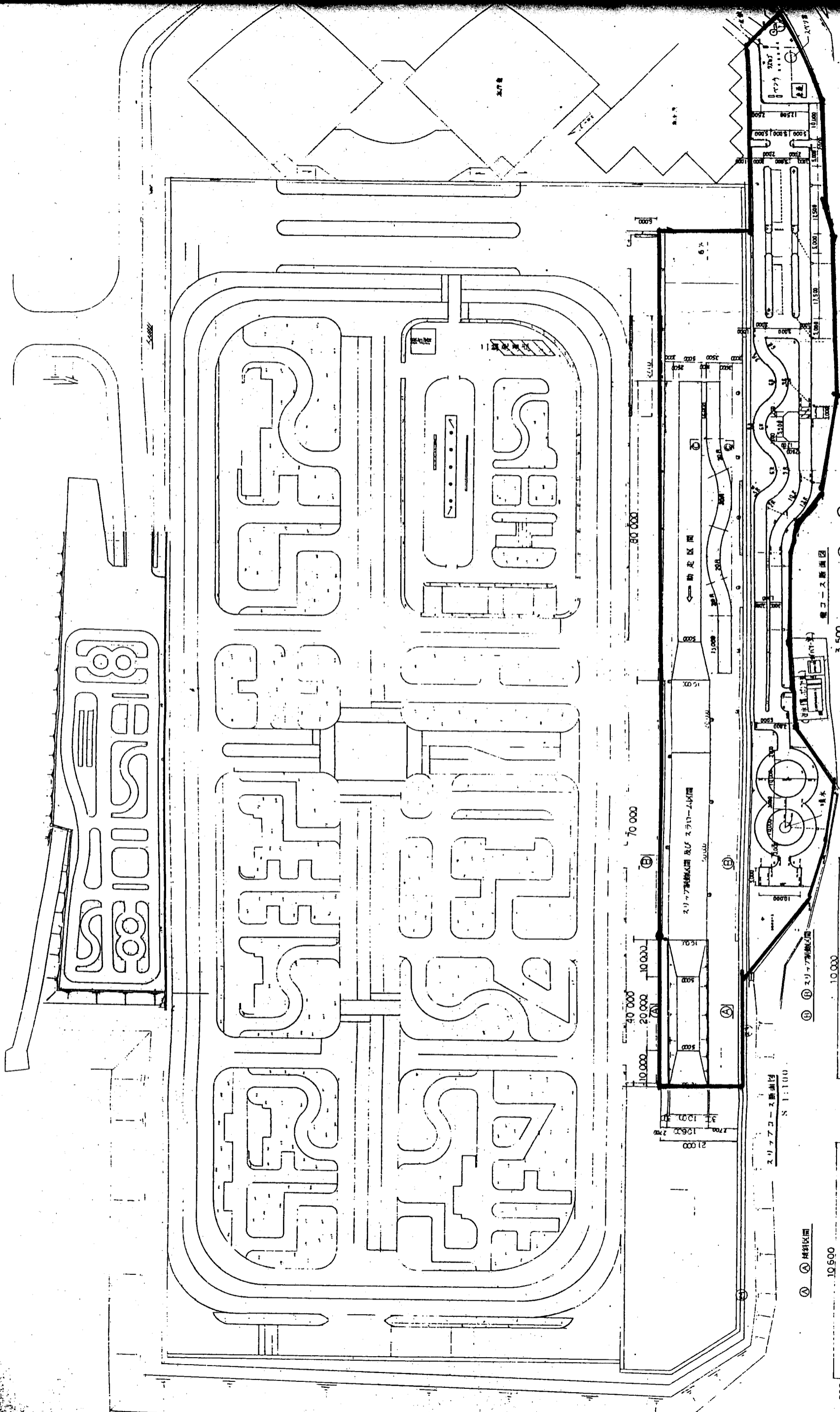
▲交通安全公園

▲自転車コース

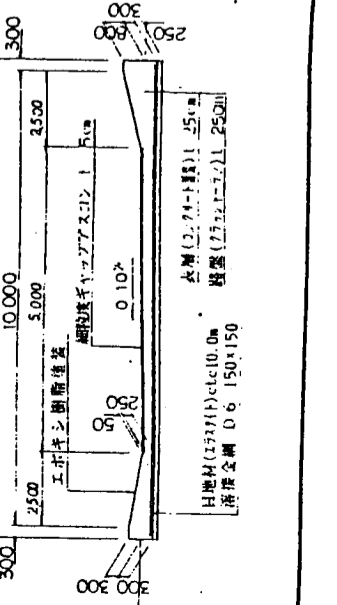
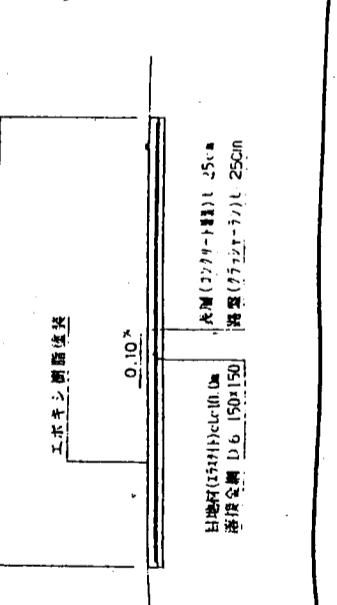
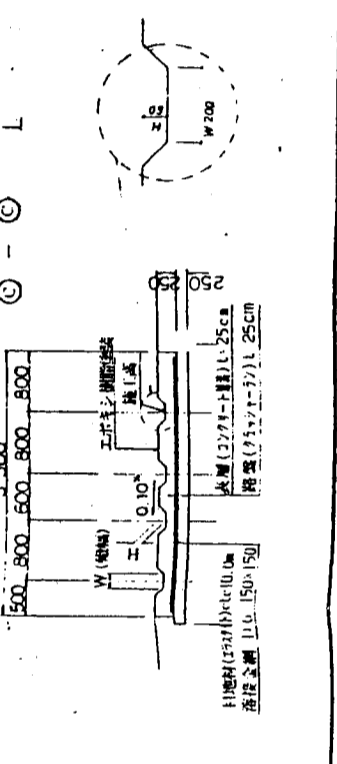
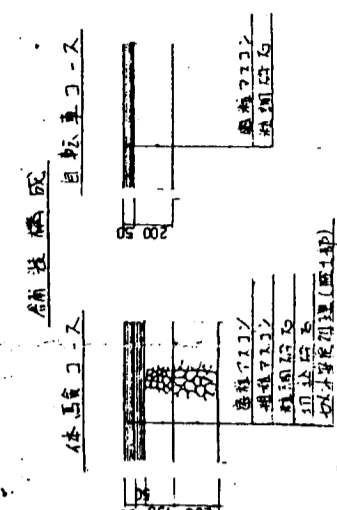
## 施設の概要

施設の概要	名称	三重県交通安全研修センター		
	所在地	三重県津市大字垂水2566番地(三重県運転免許センター内)		
	設置根拠条例等	三重県交通安全研修センター条例		
	建物規模(規模・構造等)	三重県運転免許センター (鉄筋コンクリート造り、地上4階・地下1階建て、延べ約11,022㎡敷地約100,000㎡) ・三重県交通安全研修センター(上記センター内、4階西側部分及び屋外一部分) 「屋内施設」建物(1339.00㎡)・・・講習室、視聴覚講習室、運転適性検査室、展示場、 事務室、トイレ・通路 「屋外施設」自転車コース(4,069.89㎡)、体験コース(共用部分8,572.24㎡)、車庫(179.5㎡)		
	延床面積	1,339.00㎡	敷地面積	12,821.63㎡
	開設年月	平成7年5月開設		
	設置目的	昭和63年以降、県内の交通事故死者は急増している。自動車登録台数は平成2年に100万台に、平成5年には運転免許人口も100万人を超えるなど本格的な「県民皆免許・車社会」を迎えた。平成7年5月、参加体験型の研修を通じて幼児から高齢者までの県民一人ひとりの交通安全意識の向上を図って正しい交通ルールとマナーを習慣的に遵守できる「良き交通社会人」を育成し、交通事故防止を図るための生涯施設及び本県の交通安全教育の基幹施設として位置づけ設置した。		





工事場所	名称	縮尺	工種
三軒宮	校舎	1:500	建築
三軒宮	校舎	1:500	建築
三軒宮	校舎	1:500	建築
三軒宮	校舎	1:500	建築
三軒宮	校舎	1:500	建築



スリッパコート敷設面  
S 1:100

スリッパコート敷設面  
S 1:100

スリッパコート敷設面  
S 1:100

研修対象者	保育園・幼稚園	研修時間	2時間
研修目的	道路における基本的な歩行ルールについて学習するとともに、飛び出し事故の怖さを理解し、交通安全の大切さを学ぶ。		
研修項目	① 子供の交通事故の話 ② 交通信号の見方 ③ 道路の安全な歩き方・渡り方 ・ 通行方法の原則                      ・ 安全確認の方法 ・ 信号機のある交差点              ・ 信号機のない交差点 ④ 飛び出し事故の実演		
研修内容 (研修形式)	講習室・視聴覚室(20分)	交通公園(60分)	
	交通安全体験コーナー(40分)	① 交通信号の見方 ② 安全な歩行方法 ③ 安全確認の方法 ④ 安全な道路横断方法 ⑤ 飛び出し事故の実演	
備考	時間延長可能時、自転車の選び方、基本的な乗り方の学習		



研修対象者	小学校（低学年）	研修時間	2時間
研修目的	歩行者の基本的な交通ルールとマナー及び、初歩的な自転車の乗り方を習得するとともに、交通安全の大切さを学ぶ。		
研修項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子供の交通事故の話</li> <li>② 道路の安全な歩き方・渡り方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機のある交差点</li> <li>・ 信号機のない交差点</li> <li>・ 横断歩道のない場所</li> </ul> </li> <li>③ 安全確認の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛出しの危険性</li> <li>・ 一時停止の励行</li> </ul> </li> <li>④ 初歩的な自転車の乗り方</li> </ul>		
研修内容 (研修場所)	講習室・視聴覚室(20分)	交通公園・自転車コース(60分)	
	交通安全体験コーナー(40分)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オリエンテーション</li> <li>② 子供の交通事故の話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通信号の見方</li> <li>② 安全な歩行方法</li> <li>③ 安全確認の方法</li> <li>④ 安全な道路横断方法</li> <li>⑤ 初歩的な自転車の乗り方</li> <li>⑥ 自転車コースでの実習</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交差点の危険性</li> <li>② 夜間の視認性</li> <li>③ 内輪差の危険</li> <li>④ 自転車の駐車</li> <li>⑤ シートベルトの重要性</li> <li>⑥ 道路交通法クイズ</li> <li>⑦ 四輪車事故体験</li> </ul>		
備考	時間延長可能時、飛び出し事故の実演		

研修対象者	小学校（高学年）	研修時間	2時間
研修目的	基本的な自転車の操法、交通ルールとマナー、自転車の点検・整備の方法を習得するとともに、交通安全の重要性を学ぶ。		
研修項目	① 自転車事故の話 ② 自転車の交通ルール ・ 通行方法の原則                      ・ 交差点の通行方法 ③ 自転車に関する標識・標示 ④ 基本的な自転車の操法 ・ ハンドル・ブレーキ操作      ・ 乗車姿勢 ⑤ 危険の予測 ⑥ 自転車の点検		
研修内容 (研修場所)	講習室・視聴覚室(20分)	シミュレータ室(5分)	
	① オリエンテーション ② 自転車事故の話	① ブレーキ反応体験	
	交通安全体験コーナー(35分)	交通公園・自転車コース(60分)	
	① 交差点の危険性 ② 歩行者の危険予測 ③ 自転車の駐車 ④ 自転車走行ルール ⑤ 道路交通法クイズ ⑥ 四輪車事故体験	① 自転車の点検・整備 ② 基本的な自転車の操法 ・ 乗車姿勢 ・ 正しいハンドル・ブレーキ操作 ・ 合図方法 ・ 安全確認	
備考	時間延長可能時、飛び出し事故の実演		

研修対象者	中 学 校	研修時間	2 時間
研修 目的	自転車の点検・整備要領、ルール、マナー、バランス走行及び、危険回避措置など応用操法を習得し、自転車事故の防止をはかる。		
研修 項目	① 自転車事故の話 ② 道路交通法と自転車関係規定 ・ 通行方法の原則   ・ 交差点の通行方法 ③ 自転車に関する標識・標示 ④ 自転車の点検・整備 ⑤ 自転車の危険予測 ⑥ 自動車の特性		
研修 内容 (研修時間)	講習室・視聴覚室(20分)	交通公園・自転車コース(60分)	
	① オリエンテーション ② 自転車事故の話 シミュレータ室(5分) ① ブレーキ反応体験	① 自転車の点検・整備 ・ 点検箇所 ・ 整備方法 ② 自転車の応用操法 ・ ハンドル操作 ・ ブレーキ操作 ・ 合図方法 ・ バランス走行	
	交通安全体験コーナー(35分)		
	① 交差点の危険性 ② 夜間の視認性 ③ 衝突のエネルギー ④ 自転車の駐車 ⑤ 道路交通法クイズ ⑥ 四輪車事故体験		
備 考	時間延長可能時、自動車の急制動体験		

研修対象者	高 校	研修時間	2 時間
研修 目的	将来の交通社会人として交通法規を理解するとともに、 自動車及び、二輪車の特性等について学習し、安全運転の 重要性を学ぶ。		
研修 項目	① 道路交通の現況と交通事故概況 ② 交通関係法規の概要 ・ 道路交通法の概要 ・ 運転免許制度 ・ 運転者の義務と責任 ③ 二輪車及び自動車の構造と特性 ・ 二輪車の特性 ・ 四輪車の特性		
研修 内容 (研修時間)	講習室・視聴覚室(20分) ① オリエンテーション ② 交通事故の概要 ③ 道交法の概要 ・ 目的 ・ 車両の通行方法 ④ 免許制度 ⑤ 運転者の責任	シミュレータ室(5分) ① ブレーキ反応体験	
	交通安全体験コーナー(35分) ① 自動車の死角 ② 交差点の危険性 ③ 内輪差の危険 ④ 衝突のエネルギー ⑤ シートベルトの重要性 ⑥ 道路交通法クイズ ⑦ 四輪車事故体験	多目的広場(60分) ① 自動車の特性	
備 考	時間延長可能時、自動車の急制動体験		

研修対象者	高齢者（歩行・自転車）	研修時間	2時間
研修目的	高齢歩行者、自転車利用者として必要な交通ルールとマナー及び、自動車の特性について習得し、交通事故の防止をはかる。		
研修項目	① 高齢者の交通事故の概要 ② 高齢化に伴う心身機能の変化 ③ 安全な歩行 ・ 信号の見方   ・ 安全な道路横断 ④ 安全な自転車運転 ⑤ 自動車の特性 ⑥ 危険の予測		
研修内容 (研修手順)	講習室・視聴覚室(20分)	交通公園・自転車コース(60分)	
	交通安全体験コーナー(40分)	① 安全な歩行 ・ 信号の見方 ・ 安全確認の方法 ・ 安全な道路横断方法 ② 自転車の乗り方 ③ 自転車コースでの実習	
備考	時間延長可能時、自動車の急制動体験		

研修対象者	身体障害者（歩行）	研修時間	2時間
研修目的	身体障害者の道路利用に関し、必要な交通ルールとマナーを習得し、交通事故の防止をはかる。		
研修項目	① 身体障害者に多い交通事故の話 ② 安全な歩行 ・ 信号の見方              ・ 安全な道路横断 ③ 安全確認の方法 ・ 飛出しの危険性      ・ 一時停止の動行		
研修内容 (研修時間)	講習室・視聴覚室(20分)	交通公園(60分)	
	① オリエンテーション ② 身体障害者に多い交通事故の話	① 安全な歩行 ・ 信号の見方 ・ 安全確認の方法 ・ 安全な道路横断方法	
	交通安全体験コーナー(40分)		
	① 交差点の危険性 ② 夜間の視認性 ③ 歩行者の危険予測 ④ 内輪差の危険 ⑤ 道路交通法クイズ		
備考			

研修対象者	若年ドライバー	研修時間	2時間
研修目的	安全運転を励行するために、自己の運転特性を再認識するとともに、悪条件下におけるハンドル・ブレーキ操作を習得し、交通事故防止をはかる。		
研修項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 若年ドライバーの交通事故の話</li> <li>② 運転者の責任</li> <li>③ 運転特性自己診断</li> <li>④ 自動車及び二輪車の特性</li> <li>⑤ 危険予測と的確な対応</li> <li>⑥ 事故体験シミュレーション</li> <li>⑦ ハンドル・ブレーキ操作訓練</li> </ul>		
研修内容 (研修手順)	講習室・視聴覚室(20分)	シミュレータ室(14分)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オリエンテーション</li> <li>② 若年ドライバーの交通事故の話</li> <li>③ 運転者の責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険予測と緊急回避</li> </ul>	
	交通安全体験コーナー(26分)	体験コース・多目的広場(60分)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ブレーキ反応</li> <li>② 交差点の危険性</li> <li>③ 道路交通法クイズ</li> <li>④ あなたの運転傾向</li> <li>⑤ 四輪車事故体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スキッドコース体験</li> <li>② 急制動</li> <li>③ コーナーリング</li> <li>④ 狭路走行</li> </ul>	
備考			

研修対象者	女性ドライバー	研修時間	2時間
研修目的	女性運転者として、自己の運転特性を再確認するとともに、悪条件下におけるハンドル・ブレーキ操作及び、速度調節について習得し、安全運転を励行する。		
研修項目	① 女性ドライバーの交通事故の話 ② 運転者の責任 ③ 自己の運転特性 ④ 自動車の特性 ⑤ 危険予測と的確な対応 ⑥ 事故体験シミュレーション ⑦ ハンドル・ブレーキ操作訓練		
研修内容 (目録参照)	講習室・視聴覚室(20分)	シミュレータ室(14分)	
	① オリエンテーション ② 女性ドライバーの交通事故の話 ③ 運転者の責任	① 危険予測と緊急回避	
	交通安全体験コーナー(26分)	体験コース・多目的広場(60分)	
	① シートベルトの重要性 ② 道路交通法クイズ ③ あなたの運転傾向 ④ 四輪車事故体験	① スキッドコース体験 ② 急制動 ③ コーナリング ④ 狭路走行	
備考			



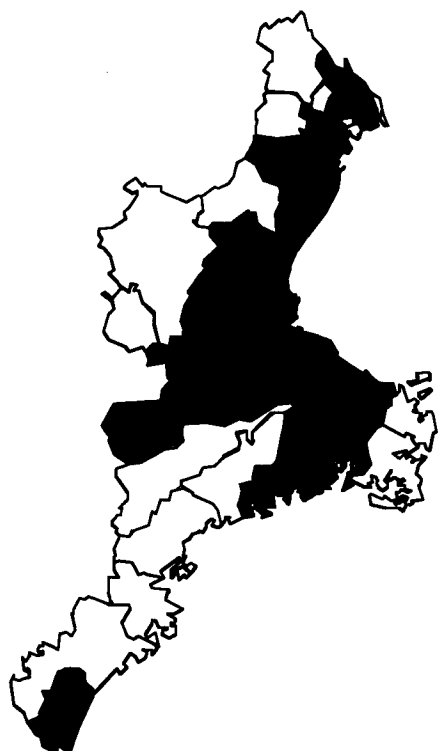
研修対象者	高齢者ドライバー	研修時間	2時間
研修目的	高齢化による心身機能の変化を確認し、高齢者として必要な危険予測、悪条件下における緊急時のハンドル・ブレーキ操作を習得する。		
研修項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者ドライバーの交通事故の話</li> <li>② 運転者の責任</li> <li>③ 高齢者の運転特性</li> <li>④ 自動車の特性</li> <li>⑤ 危険予測と安全運転</li> <li>⑥ 事故体験シミュレーション</li> <li>⑦ ハンドル・ブレーキ操作訓練</li> </ul>		
研修内容 (研修場面)	講習室・視聴覚室(20分)	シミュレータ室(20分)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オリエンテーション</li> <li>② 高齢者ドライバーの交通事故の話</li> <li>③ 運転者の責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険予測と緊急回避</li> </ul>	
研修内容 (研修場面)	交通安全体験コーナー(20分)	体験コース多目的広場(60分)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 交差点の危険性</li> <li>② 道路交通法クイズ</li> <li>③ 四輪車事故体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スキッドコース体験</li> <li>② 急制動</li> <li>③ コーナリング</li> <li>④ 狭路走行</li> </ul>	
備考			

研修対象者	一般ドライバー	研修時間	2時間
研修目的	自動車運転者として、自己の運転特性を再確認するとともに、悪条件下におけるハンドル・ブレーキ操作及び、速度調節について習得し、安全運転を励行する。		
研修項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車事故の概要</li> <li>② 運転者の責任</li> <li>③ 自己の運転特性</li> <li>④ 自動車の特性</li> <li>⑤ 危険予測と的確な対応</li> <li>⑥ 事故体験シミュレーション</li> <li>⑦ ハンドル・ブレーキ操作訓練</li> </ul>		
研修内容 (研修形式)	講習室・視聴覚室(20分)	シミュレータ室(14分)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オリエンテーション</li> <li>② 自動車事故の概要</li> <li>③ 運転者の責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険予測と緊急回避</li> </ul>	
	交通安全体験コーナー(26分)	体験コース・多目的広場(60分)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ブレーキ反応</li> <li>② 交差点の危険性</li> <li>③ 道路交通法クイズ</li> <li>④ 四輪車事故体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スキッドコース体験</li> <li>② 急制動</li> <li>③ コーナリング</li> <li>④ 狭路走行</li> </ul>	
備考			

研修対象者	交通安全指導員	研修時間	2時間
研修目的	交通事故の実態を再認識し、歩行者・自転車のルールとマナー、危険予測、悪条件下における自動車運転等についての体験をすることにより今後の指導に役立てる。		
研修項目	① 危険予測と的確な対応 ② ブレーキ反応装置体験 ③ シートベルトコンビンサー体験 ④ 基本的な道路交通法 ⑤ 事故体験シミュレーション ⑥ スキッド・わだち体験		
研修内容 (研修場所)	講習室・視聴覚室(20分)	シミュレータ室(14分)	
	① オリエンテーション	① 危険予測と緊急回避	
	交通安全体験コーナー(26分)	体験コース・多目的広場(60分)	
	① 交差点の危険性 ② ブレーキ反応 ③ シートベルトの重要性 ④ 道路交通法クイズ ⑤ 四輪車事故体験	① スキッド・継コース体験 ② 急制動体験	
備考	研修団体等により、内容を適宜選択する。		

## 市町における指導員体制の整備状況

(平成20年6月末現在)



&lt;整備済み市町一覧（黒塗り部分）&gt;

桑名市

四日市市

鈴鹿市

津市

松阪市・多気町・明和町

(松阪多気地区交通安全対策会議)

伊勢市・玉城町・南伊勢町・度会町

(伊勢度会地区交通安全対策協議会)

紀宝町・御浜町・熊野市の一部(旧紀和町)

(南牟婁郡交通安全対策協議会)

※ 指導員体制とは、市町（連合体含む）がそれぞれ指導員を配置し、管轄内の交通安全教育を推進している状態をいいます。

今後、県は、指導員体制の整備に向けて市町に働きかけていきます。

## 出前型研修実績（平成19年度）

地域	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	計
実施回数	4回	23回	7回	5回	11回	50回

対象	子ども	一般	高齢者	計
実施回数	32回	14回	4回	50回
対象人数	4,339人	1,337人	321人	5,997人

## 三重県交通安全研修センター決算資料(平成19年度分)

収入 (円)	
科目	決算額
指定管理料	47,100,000
収入合計	47,100,000

支出 (円)	
節区分	決算額
旅費	249,420
消耗品費	361,618
燃料費	213,623
印刷製本費	536,025
修繕料	918,696
通信運搬費	552,532
手数料	61,525
保険料	331,850
委託料	8,463,840
使用料及び賃借料	259,342
公課費	91,500
消費税	1,637,047
小計	13,677,018
人件費	32,584,755
支出合計	46,261,773

## 設備保守管理外部委託実績(平成19年度)

設備保守管理外部委託実績(平成19年度) (円)	
保守管理項目	金額(税込)
自動車体験コース	367,500
自転車コース	281,400
交通公園	42,000
シミュレーター室	2,469,600
展示機器	4,599,000
視聴覚機器	417,900
教習用自動車	307,440
計	8,484,840